

# 仏メディアの批判誤解も

## 釈放の見通し立たず…

19日に逮捕された日産自動車前会長カルロス・ゴーン容疑者(64)が釈放される見通しは立っていない。フランスのメディアでは、勾留の長さなどを問題視する論調が目立つ。だがフランスでも長期間勾留されることはあり、日本の専門家も「誤解がある」と指摘する。収容先の東京拘置所が、欧州連合(EU)が反対する死刑執行の場であることにもメディアの注目が集まっている。

＝関連記事1・10面に

## ゴーン容疑者 勾留状況

「カルロス・ゴーンは日本でテロリストより厳しく扱われている」。フランスのテレビ番組では、出題者がこうしたコメントも出た。

日本の検察が、裁判所が発付する逮捕状に基づき容疑者を拘束できるのは48時間までだ。通常、検察はこの間に裁判所に勾留を請求、認められると、10日間の勾留に入り、さらに10日間、日問延長できる。検察が期限内に起訴しなければ容疑者は釈放され、起訴されても裁判所が保釈を許可すれば拘束を解かれる。

一方、フランスでは、捜査の初期段階で裁判所の令状なしに容疑者を拘束できる。「ガルダピュ」(警察留置)と呼ばれ、テロ関連以外の容疑では最長4日間だが、原則1日に限られる。テロ関連でも最長6日だ。現在、ゴーン容疑者は東京地裁の勾留決定で拘束されている

状態だが、フランスのメディアはガルダピュとして報道。これが「テロリスト以上」といった批判を生む要因になっているようだ。

パリの刑事弁護士の中には、ゴーン容疑者のような場合、ガルダピュが「2日を越えやるとはならない」と話す。ではガルダピュ後は、どういう手続きになるのか。

フランスの刑事法に詳しい白取祐司・神奈川大教授(刑事訴訟法)によると、釈放されるケースも多いが、重大事件では、検察官が予審開始と容疑者の勾留を請求するのが一般的だ。

予審では最長4年8カ月間の勾留が可能。「予審判事」が事件の処理を拒否し、警察の捜査を指揮するかどうかを決定し、公判請求するかどうかを決める。予審判事を置くのはフランス特有の制度で、判事という名前のイメージとは異なり、日

本の検察官の権限をさらに強化したような存在だ。

白取教授は「両国の刑事制度は大きく異なり、どの部分を切り取って比較するかで捉え方が変わる。日本の方が勾留期間が長いというのは誤解だろう」と指摘する。ただフランスは取り調べ時の弁護士の立ち会いを認めており、世界的にはこちらが主流だ。

フランス主要紙は、勾留の過酷さにも焦点を当てて報道。経済紙「レゼク」は、東京拘置所には畳3枚と少しの空間に、布団と座布団各1枚と座卓、トイレと洗面台などが備え付けられているが、就寝時以外に布団は使用できず、しゃべることも全面的に禁じられていると説明した。

フィガロは、束縛と孤独に容疑者が追い詰められていくような状況を、元収容者らの話を交えて描写。東京拘置所には多数の死刑囚が収容されていることも紹介し、最近はおウム真理教の松本智津夫元死刑囚の刑が執行されたことに言及した。